

年末調整・青色申告決算 説明会を開催します

年末調整の手順や、青色申告決算書の作成方法、作成にあたっての注意点について、説明会を開催します。
開催日 11月21日(木)

◎年末調整等説明会

対象 法人および個人の白色申告者
場所 市民文化会館大ホール
時間 13時30分～15時30分

書類は対象となる方へ事前に送付しますので、当日必ず持参してください。

◎青色申告決算等説明会

対象 個人の青色申告者
場所 市民文化会館大会議室
時間 ①10時～正午
②13時30分～15時30分



※①と②は同じ内容ですので、ご都合に合わせて参加してください。

平成25年分の青色申告決算書用紙は確定申告書用紙等に同封されます。

不足する書類がある場合は説明会場または下田税務署で配布します。

問合せ先 下田税務署 ☎220185

国民年金保険料の 「社会保険料控除証明書」が 送付されます



11月上旬に、平成25年1月1日から9月30日までの間、国民年金保険料を納付した方へ社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際に必要です。年末調整や確定申告の際に必要です。年末調整や確定申告の際に必要です。

また、10月1日以降、国民年金保険料を納付された方には平成26年2月上旬に送付されます。

◎領収証書は大切に

納付が遅れると、証明書に記載されない場合がありますので、領収証書も申告まで大切に保管してください。

◎ご家族の保険料を納付したとき

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、世帯主や配偶者にも連帯して納付する義務があります。

ご家族の国民年金保険料を納付したときは、その額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合わせて申告してください。

問合せ先 三島年金事務所

☎055-973-1444

本気で農業を始めたい人を応援します 青年就農給付金



青年就農給付金は、青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、就業前の研修期間や、経営が不安定な就業直後の所得を確保する給付金を給付する制度です。

準備型、開始型と二つのタイプがありますので、これから農業の研修を受ける方、市内で農業を始めたい方は、事前に問い合わせください。

※既に研修中の方や、就業開始した方も対象となる場合があります。

準備型

県が認める研修機関、先進農家、先進農業法人等で概ね1年以上の研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付されるものです。

申請・問合せ先

賀茂農林事務所 ☎242076

開始型

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付されるものです。

申請・問合せ先

産業振興課 ☎23914